

指宿市新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る休業等支援金について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、鹿児島県が施設を指定し休業および営業時間の短縮の要請に応じていただいた下記の事業者に対して、「指宿市新型コロナウイルス感染症防止に係る休業等支援金」を支給します。

1 対象事業者

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、令和2年4月24日に鹿児島県が行った該当施設の休業および営業時間の短縮の要請に応じて、要請のとおり休業等を実施した事業者のうち、次のいずれかに該当する者

- (1) 市内に事業所をおく中小企業及び個人事業主
- (2) 市内に事業所をおく者のうち、市内の事業所で常時使用する従業員の数が30人以上の者
※上記にかかわらず暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者である場合は、対象事業者としません。

【参考】

鹿児島県が行った休業および営業時間の短縮の要請

○休業要請及び営業時間短縮を要請する施設

○要請期間：令和2年4月25日（土）から令和2年5月6日（水）まで 12日間

※詳しくは鹿児島県のホームページを確認ください。

2 支援金の金額

支給事業者1事業者あたり10万円

3 申請書類

- (1) 支援金申請書兼請求書
- (2) 営業実態が確認できる書類
 - ① 確定申告書の写し（法人は法人市県民税確定申告書、個人事業主は所得税確定申告書）
 - ② 営業許可証等の写し
- (3) 休業実態が確認できる書類

休業期間を告知するポスター、チラシ、張り紙等

※(2)(3)の書類は鹿児島県が実施する休業協力金の申請書類と同じものです。

4 申請受付

受付期間 令和2年5月7日（木）から令和2年7月31日（金）まで

申請方法 郵送又は商工水産課へ持参

5 支援金給付の手順

- ① 休業等の実施 県が指定する施設が要請に応じて休業又は営業時間短縮を実施
- ② 支援金支給申請 支援金支給申請書兼請求書の提出【第1号様式】
※添付書類：確定申告書の写し、営業許可証等の写し、休業期間を告知する資料
- ③ 内容審査 申請内容の審査：支給決定の場合は④、⑤へ、支給却下の場合は⑤へ
- ④ 支援金支給 概ね3週間以内に指定された口座に振り込む
- ⑤ 支援金決定通知 支援金支給決定（却下）通知書【第2号様式】により結果通知

「指宿市新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる休業等支援金」交付の流れ

事業者実施

① 休業又は営業時間短縮の実施

《県が休業を要請する施設》

遊興施設、大学・学習塾等、学校、運動・遊技施設、劇場等、集会・展示施設、博物館・ホテル（集会等に供する部分に限る）等、商業施設

※詳しくは県要請施設一覧を確認ください。

《県が営業時間短縮を要請する施設》

食事提供施設

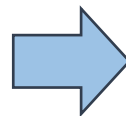


事業者手続き

② 支援金支給申請書兼請求書の提出

《提出書類》

- ①支援金支給申請書兼請求書（様式第1号）
- ②確定申告書（写し）
- ③営業許可証等（写し）
- ④休業期間を告知する資料



指宿市手続き

③ 申請書の受理



④ 支援金の支給決定

《交付書類》
支給決定通知書（様式第2号）



⑤ 支援金の支給決定の通知



⑤ 支援金の支払い

請求後、概ね3週間以内に支払います。